

公の施設の点検票

点検実施 令和5年11月

1 施設の概要

① 施設名称	岡山市浮田ふれあいプラザ		
② 施設種別	社会福祉施設 [小分類] その他 (集会所等)		
③ 担当課名	高齢者福祉課		
④ 開設年月日	平成14年3月		
⑤ 所在地	岡山市東区沼1193-3		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	浮田小学校地内	
	構造/延床面積(m ²)	鉄骨造平屋建/246.96m ²	
	建設費(単位:千円)		
	施設内容	大ホール、和室	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市ふれあいプラザ条例
③ 条例に規定された設置目的	高齢者の心身の健康を増進し、生きがい活動を推進することにより、介護が必要な状態を予防し、又は改善することを目的として、本市にふれあいプラザを設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	当施設は、地域で暮らす高齢者の介護予防を目的としており、レクリエーションなどを通じて、地域の高齢者の交流や生きがいづくりの場としての役割を担う。
⑤ 設置目的等の達成状況	下記のとおり利用人数の実績があり達成できている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日				
③ 開館時間				
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	1797人		
	令和3年度	1830人		
	令和4年度	3302人		
⑤ 主な利用者	地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)				

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料					
	行政財産目的外使用料					
	手数料					
	その他(雑入等)					
収入合計		0	0	0	0	
支出	委託経費	管理運営委託料				
		指定管理料	244	244	244	244
		補助金等				
	小計		244	244	244	244
	直接経費	維持管理費	200	318	10	176
		光熱水費				
		小計	200	318	10	176
支出合計		444	562	254	420	
収支差額		-444	-562	-254	-420	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金	24	24	18	22	
	指定管理料	244	244	244	244	
	補助金等					
	自主事業収入からの繰入金					
	その他(雑入等)	19	19	19		
収入合計		287	287	281	266	
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費	280	283	262	275
		事務費等	7	1	19	9
	小計		287	284	281	284
	事業費					
	その他	0	3	0	1	
支出合計		287	287	281	285	
収支差額		0	0	0	-19	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	劣化度調査
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	軒及び室内に劣化が見られるため、計画的な修繕が必要である。

6 今後の方針

<p>① 施設必要性の有無及びその理由</p>	<p>必要性あり</p> <p>地域で暮らす高齢者の介護予防に資するため。</p>									
<p>② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由</p>	<p>指定管理者</p> <p>当該施設は、地域密着・住民近接の施設であり、民間型の経営ノウハウ導入の効果を期待するものではなく、事業規模も小さく利用実態も不規則であり、職員による直営管理も非効率なことから、指定管理による管理が妥当である。</p>									
<p>③ 指定管理者とする場合の選定方法</p> <table border="1" data-bbox="225 595 719 770"> <tr> <td data-bbox="225 595 416 685">非公募の場合</td> <td data-bbox="416 595 719 685">非公募とする理由</td> <td data-bbox="719 595 1463 685">非公募</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="416 685 719 719">根拠規定</td> <td data-bbox="719 685 1463 719">前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="416 719 719 770">指定管理者の候補者名</td> <td data-bbox="719 719 1463 770">公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号 浮田ふれあいプラザ運営委員会</td> </tr> </table>	非公募の場合	非公募とする理由	非公募		根拠規定	前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。		指定管理者の候補者名	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号 浮田ふれあいプラザ運営委員会	<p>非公募</p> <p>前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。</p> <p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>浮田ふれあいプラザ運営委員会</p>
非公募の場合	非公募とする理由	非公募								
	根拠規定	前述の理由から、その多くが利用者にもなっている地縁団体による指定管理（非公募）が最も合理的である。								
	指定管理者の候補者名	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号 浮田ふれあいプラザ運営委員会								
<p>④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)</p>	<p>令和7年4月1日～令和17年3月31日 (指定管理期間：10年)</p>									